あつたと認められる場合を除く。以下この条において同じ。）をしていたこと及びその相手方の氏名を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類を添えなければならない。

3　請求者が戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十八号。以下「平成二十八年法律第二十八号」という。）附則第五条第三項から第十二項までの規定により法第三条第一項に規定する特別給付金を請求する場合には、前項の規定にかかわらず、第一項の請求書に、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　請求者が平成二十八年法律第二十八号第二条の規定による改正前の法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者であることを認めることができる書類

二　令和三年四月一日において請求者が前号の特別給付金に係る戦傷病者等と婚姻をしていたことを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類

（削る）

4　請求者が法第五条第一項の規定により死亡した者の相続人として特別給付金を請求する場合は、第一項の請求書に、第二項及び前項の各号に掲げる書類並びに請求者が死亡した者の相続人であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本を添えなければならない。この場合において、第二項並びに前項第一号及び第二号中「請求者」とあるのは、「被相続人」と読み替えるものとする。

（削る）

（フレキシブルディスクによる手続）

第四条　第一条第一項及び第四項に規定する様式第一号による戦傷病者等の妻に対する特別給付金請求書の提出については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク並びに請求者の氏名及び住所並びに請求の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。

情にあつたと認められる場合を除く。以下この条において同じ。）をしていたこと及びその相手方の氏名を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類を添えなければならない。

3　請求者が平成二十八年法律第二十八号附則第二条第三項から第十一項までの規定により法第三条第一項に規定する特別給付金を請求する場合には、前項の規定にかかわらず、第一項の請求書に、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　請求者が戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十五号。以下「平成二十三年法律第二十五号」という。）による改正前の法第三条第一項の特別給付金又は平成二十八年法律第二十八号による改正前の法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者であることを認めることができる書類

二　平成二十八年四月一日において請求者が前号の特別給付金に係る戦傷病者等と婚姻をしていたことを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類

4　請求者が平成二十八年法律第二十八号附則第四条第一項の規定により法第三条第一項に規定する特別給付金を請求する場合には、第二項の規定にかかわらず、第一項の請求書に、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　請求者が平成二十三年法律第二十五号による改正前の法第三条第一項の特別給付金又は平成二十八年法律第二十八号による改正前の法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者であることを認めることができる書類

二　前号の特別給付金に係る戦傷病者等の死亡の日を明らかにすることができる書類

三　請求者が平成二十八年法律第二十八号附則第四条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類

5　請求者が法第五条第一項の規定により死亡した者の相続人として特別給付金を請求する場合は、第一項の請求書に、第二項並びに第三項及び前項の各号に掲げる書類並びに請求者が死亡した者の相続人であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本を添えなければならない。この場合において、第二項、第三項第一号及び第二号並びに第四項第一号及び第三号中「請求者」とあるのは「被相続人」と読み替えるものとする。

6　前項の場合において、同順位の相続人が数人あるときは、同項に規定する書類に、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

一　相続人として特別給付金を受けようとする他の同順位の相続人の同意書

二　前号の同意書が提出できない場合、その旨を記載した書類

（フレキシブルディスクによる手続）

第四条　第一条第一項及び第五項に規定する様式第一号又は様式第一号の二による戦傷病者等の妻に対する特別給付金請求書の提出については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク並びに請求者の氏名及び住所並びに請求の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。